

令和元年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時58分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第3号 下限面積(別段面積)の設定について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子	4番	山下 芳文(欠席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則(欠席)		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

10月に入り秋の気配を感じる季節となりましたが、7月の大雨、8月の台風と、自然災害の恐ろしさを実感しているところです。

また、今週末は台風の接近となり、稲の収穫に影響がないか、心配しているところです。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案3件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、伊藤 武則 委員及び山下 芳文 委員より、欠席届が出ています。

よって、令和元年10月 小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方、よろしくお願い致します。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番 佐藤 英昭 委員、11番 白木 治 委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

はじめに、番号1は、山隈地内の畑3筆です。

転用目的としましては、露天駐車場のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に、農地区分としては分類されるところです。

譲受人の住所は、まだ粕屋の方になりますが、今回の申請地の東側(の住宅)を購入されておりまして、そちらの住宅の方で外国語教室の開講を計画されています。

それに伴って、受講生の駐車場が(住宅の)敷地の中では入らない、ということで今回、敷地の拡張ということで申請が上がってきたところです。

敷地拡張につきましては、1種農地の農地転用の不許可の例外に該当します。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、松崎地内の畑1筆です。

こちらにも、露天駐車場のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の西側の市道内に上下水道管が埋設されています。その沿道の区域内であることと、申請地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設が存することから、第3種農地に区分されます。

500メートルのラインというのは、申請地から500メートルの円を描いたところとなります。その中に、三井高校、松崎保育園、小郡特別支援学校など、2つ以上が入っていることが確認できると思

よって、第3種農地と区分分けがなされる

今回、譲受人は、申請地の東側にお住まいです。

北側の市道は幅員が狭く、普通車がぎりぎりのような状況です。今現在、(敷地の)北側に駐車場を設けてはいるが、なかなか止めづらい、ということで、今回、申請地を敷地拡張のような形で、駐車場として利用するという申請が上がってきている

こちらについても、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

最後に、番号3は、上西鯨坂地内の畑3筆です。

一般個人住宅建築のために申請があった

(位置図で場所の説明)

申請地の南側の市道内には、上下水道管が埋設されていることが確認されています。申請地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設があるところです。

位置図の10ページをお願いいたします。ピンクとオレンジで着色を変えています。ピンクの部分については、南側の市道に農地が接している部分になります。

こちらについては、先ほど説明しましたように、沿道の区域内で上水道管が埋設され、なお且つ、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存することから、第3種農地に判断される農地2筆となります。そして、北側の農地は、市道に接していない関係で、ここだけ農地区分が異なることとなります。

こちらについては、位置図の9ページに記載しておりますように10ヘクタール未満の農地の区域に分類されまして、第2種農地となります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

なお、3件とも、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第1号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、提案理由のご説明をいたします。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

なお、本日は、第3分科会長が欠席ですので、8番委員に代理を務めていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○第3分科会長代理 ご報告いたします。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転1件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長代理から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、下限面積（別段の面積）の設定について、説明いたします。

先月末開催しました地区会議において説明をいたしておりましたが、再度、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会の適正な事務指針について、により、毎年下限面積の設定または修正の必要性について、審議することとなっております。

小郡市においては、毎年9月の地区会議、10月の総会で審議いただいております。

基準としては、原則、農地法第3条第2項第5号に規定する面積で、取得後の面積が北海道においては2ヘクタール、都府県では50アール以上となる必要となっております。

特例として、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて、農業委員会の判断で、別段の面積を定めることが可能となっております。

今年度の下限面積の設定について、以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、ですが、農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内に定めようとする面積未滿の農地を耕作している者の数がおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであることとなっております。

小郡市においては、設定区域を市内全区域と定めております。(1)の理由にも書いておりますが、2015年農林業センサスは、管内の農家で50アール未滿の農地を耕作している農家が全農家数の約12パーセントであり、百分の四十未滿ですので、小郡市は該当しないため、50アールを下限面積といたします。

次に、(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、こちらの条項は、設定区域内に耕作放棄地が相当程度存在し、地域の農地の効率的な利用に支障をきたす場合は、別段の「下限面積」を設定できるということになっております。

こちらにつきましては、昨年、平成30年度から、その設定区域を小郡市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地に限定して、下限面積を1アールに設定しております。

空き家の入居者が付属する農地の取得が可能となれば、耕作放棄地の解消、あるいは新規農業者としてのきっかけにもなりえると考えられますので、小郡市空き家バンクに登録されている空き家に付属した農地に限り、1アールを下限面積とします。

昨年度、小郡市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の方で、1アールの設定は50アールの設定に優先して適用するものとし、権利を取得した農地は遊休農地化しないよう、耕作していくことを要件としております。

対象農地の範囲は、小郡市空き家バンクに登録された家屋に付属する農地を前提に、投機目的の取得の発生を抑制することとしています。

また、空き家と農地の所有者は、原則、同一であること。

所有者及び管理者が申請時に耕作できる状態にできることで、農地法第3条に要件を満たすこととなります。

通常3条の申請書以外に必要な書類といたしまして、小郡市空き家バンクに登録されていることの確認書と取得後5年以上耕作する旨の誓約書を求めるようにしております。

農地法施行規則第17条第1項で適用する下限面積は50アールで、農地法施行規則第17条第2項については、小郡市空き家バンクに登録された家屋に付属する農地の下限面積を1アールとし、農地取得の体制を整備することといたします。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長代理 ご報告いたします。

議案第3号、下限面積（別段の面積）の設定について、第3分科会において、事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査しましたが、本会議でもう一回提案することによって、審議をすすめたと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長代理から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、3件につきまして報告いたします。

始めに、番号1は、貸手の都合による解約です。

次に、番号2及び番号3も、貸手の都合による解約です。

なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の転用届出について、3件の報告をいたします。

議案書5ページの番号1は、露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

番号2は、戸建住宅建設のため、届出が提出されたものです。

最後に、番号3は、露天駐車場設置のため、届出が提出されたものです。

なお、届出地の表示及び届出人については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和元年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年10月10日(木) 午後 2時24分閉会